

平成29年9月28日

議員各位

管理部管理課

### 解散後の議員宿舎の使用について

解散後においては、議員宿舎の使用は、先例により下記のとおりになっておりますので、御了承願います。

#### 記

議員宿舎の使用は、総選挙の公示日の前日までとなっており、また、退去のための10日間の猶予期間があります。

ただし、引き続き立候補された方につきましては、総選挙の投票日まで使用いただけます。

なお、投票日の翌日以降は、当選された方を除き、4日以内に退去願います。